

鳥取県公報

平成18年3月31日(金) 号外第65号

每週火:金曜日発行

次 目

告	示	不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱の一部改正 (225) (県民生活課)	1
		皆生温泉保護対策要綱の一部改正 (226) (")	4
		三朝温泉保護対策要綱の一部改正 (227) (″)	4
		鹿野温泉保護対策要綱の一部改正 (228) (〃)	5
		建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正 (229) (景観まちづくり課)	6
		農業近代化資金の利子補給率 (230) (経営支援課)	7
		生産出荷近代化計画の変更 (231) (生産振興課)	
		,,	

告 示

鳥取県告示第225号

不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱(平成16年鳥取県告示第243号)の一部を次のように改 正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 (以下「移動条項」という。) に対応する同 表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合に は、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項 (以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項 (以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。) に対 応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合 には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(調査)	(調査)
第3条 条例第11条の4第1項の調査は、次に掲げる	第3条 条例第11条の4第1項の調査は、消費生活セ
方法により行うものとする。	ンターの所長(以下「所長」という。)が、次に掲

(1)~(5) 略

(措置の要請)

う。) は、条例第11条の4第1項の調査 (同条第2 項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要 求又は条例第31条第1項の規定による資料の提出若 しくは説明の要求若しくは立入調査によるものを含 む。次条において同じ。) により、当該事業者の行 為が法令に違反し、又は違反している疑いがあると 認めるときは、当該法令を所管する行政機関に対し、 適切な措置をとるよう要請するものとする。

(指導)

第5条 略

(勧告等)

- 第6条 条例第11条の6第1項の規定による勧告は、 次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとす
 - (1) 当該事業者が前条の指導に従わないとき。
 - (2) 略
- 2 略

げる方法により行うものとする。

(1)~(5) 略

2 所長は、条例第11条の4第2項の規定に基づき資 料の提出又は説明を求めたとき、及び同項の規定に 基づき資料の提出若しくは説明を受け、又は受けな かったときは、県民生活課長に対し、その内容を報 告するものとする。

(措置の要請)

- 第4条 消費生活センターの所長(以下「所長」とい│第4条 所長は、条例第11条の4第1項の調査(同条 第2項の規定による資料の提出又は説明の要求によ るものを含む。次条において同じ。) により、当該 事業者の行為が法令に違反し、又は違反している疑 いがあると認めるときは、当該法令を所管する行政 機関に対し、適切な措置をとるよう要請するものと する。
 - 2 所長は、前項の規定に基づき同項の行政機関に要 請したときは、県民生活課長に対し、当該要請の内 容を報告するものとする。

(指導)

第5条 略

- 2 所長は、前項の規定に基づき同項の事業者を指導 したときは、県民生活課長に対し、当該指導に係る 文書の写しを添付して、当該指導の内容を報告する ものとする。
- 3 所長は、第1項の規定による取引方法の改善の指 導にもかかわらず、当該事業者が引き続き不当な取 引方法を用いていると認めるときは、その旨を県民 生活課長に通知するものとする。

(勧告等)

- 第6条 条例第11条の6第1項の規定による勧告は、 次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとす
 - (1) 当該事業者が前条第1項の指導に従わないと き。
 - (2) 略
 - 2 略

(公表)

- 第7条 条例第11条の4第3項及び条例第11条の6第 3項の規定による公表(以下この条において「公表」 という。) の内容には、当該事業者の氏名又は名称、 住所等を含むものとする。
- 2 公表は、あらかじめ当該事業者に対して意見陳述 の機会を与えた上、当該事業者の公表について鳥取 県消費生活審議会苦情処理部会の意見を聴いて行う ものとする。ただし、正当な理由なく、当該事業者 が意見陳述をしない場合は、意見陳述を放棄したも のとみなすことができる。
- 3 前項の規定により当該事業者に対して意見陳述の 機会を与えるときは、原則として書面により行わせ るものとする。ただし、やむを得ない理由があると 認めるときは、口頭により行わせるものとする。
- 4 公表は、報道機関への発表、インターネット上の 鳥取県のホームページ(以下「ホームページ」とい う。) への掲載等により行うものとする。

(公表)

第7条 略

- 2 略
- 3 公表は、報道機関、関係行政機関、インターネッ 3 公表は、報道機関、関係行政機関、ホームページ、 ト上の鳥取県のホームページ (以下「ホームページ」 という。)、各種広報媒体等を通じて、必要に応じ随 時行うものとする。
- 第8条 条例第11条の6第3項及び条例第31条第3項 の規定による公表 (以下この条において「公表」と いう。) の内容には、当該事業者の氏名又は名称、 住所等を含むものとする。
- 2 公表は、あらかじめ当該事業者に対して意見陳述 の機会を与えた上、当該事業者の公表について鳥取 県消費生活審議会苦情処理部会の意見を聴いて行う ものとする。ただし、正当な理由なく、当該事業者 が意見陳述をしない場合は、意見陳述を放棄したも のとみなすことができる。
- 3 前項の規定により当該事業者に対して意見陳述の 機会を与えるときは、原則として書面により行わせ るものとする。ただし、やむを得ない理由があると 認めるときは、口頭により行わせるものとする。
- 4 公表は、報道機関への発表、ホームページへの掲 載等により行うものとする。

第8条 略

- 2 略
- 各種広報媒体等を通じて、必要に応じ随時行うもの とする。

第9条 条例第11条の7の規定による公表(以下この 第9条 条例第11条の7の規定による公表(以下この かの要件に該当する場合に行うものとする。

(1)及び(2) 略

2 公表の内容は、第7条第2項に規定する内容及び 2 公表の内容は、前条第2項に規定する内容及び する。

3 及び4 略

5 第7条第3項の規定は、公表について準用する。 5 前条第3項の規定は、公表について準用する。

条において「公表」という。) は、<u>第7条第1項各</u> 条において「公表」という。) は、<u>前条第1項各号</u> 号に掲げる要件のすべてに該当し、及び次のいずれ に掲げる要件のすべてに該当し、及び次のいずれか の要件に該当する場合に行うものとする。

(1)及び(2) 略

事業者の氏名又は名称、住所、具体的な商品名等と 事業者の氏名又は名称、住所、具体的な商品名等と する。

3 及び 4 略

鳥取県告示第226号

皆生温泉保護対策要綱 (昭和57年鳥取県告示第1215号) の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施 行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)
略	略
備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取	備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取
県生活環境部 <u>食の安全・くらしの安心推進課</u> に備	県生活環境部 <u>景観自然課</u> に備え置いて縦覧に供す
え置いて縦覧に供する。	ప .

鳥取県告示第227号

三朝温泉保護対策要綱(平成3年鳥取県告示第760号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施 行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 前
J表 (第3条関係)
略
IJ <i>≣</i>

備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取 県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課に備 え置いて縦覧に供する。

備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取 県生活環境部景観自然課に備え置いて縦覧に供す る。

鳥取県告示第228号

鹿野温泉保護対策要綱 (平成8年鳥取県告示第557号) の一部を次のように改正し、別表備考の改正は平成18 年4月1日から、その他の改正は同年3月31日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 博 菙

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改 正 後

正

(保護地域内における掘削等の制限)

第4条 保護地域内における新たな源泉の掘削は、原│第4条 保護地域内における新たな源泉の掘削は、原 則として認めないものとする。ただし、次の第1号 から第4号までのいずれかに該当する場合の代替掘 削及び第5号に該当する場合の掘削については、こ の限りでない。

(1)~(3) 略

- (4) 国、県又は鳥取市が公益上必要と認めて行う 工事等により、利用源泉が埋没を余儀なくされた とき。
- (5) 県又は鳥取市が、温泉資源の有効的かつ適正 な利用を目的として源泉を整理統合するために掘 削するとき。

(保護地域内における掘削等の制限)

則として認めないものとする。ただし、次の第1号 から第4号までのいずれかに該当する場合の代替掘 削及び第5号に該当する場合の掘削については、こ の限りでない。

(1)~(3) 略

- (4) 国、県又は鹿野町が公益上必要と認めて行う 工事等により、利用源泉が埋没を余儀なくされた とき。
- (5) 県又は鹿野町が、温泉資源の有効的かつ適正 な利用を目的として源泉を整理統合するために掘 削するとき。

保護地域|気高郡鹿野町大字今市字下河原、字下大

別表 (第3条関係)

区域 区分

保護地域|鳥取市鹿野町今市字下河原、字下大唐田、 字西三角田、字千学、字上千学、字走出、 字政所屋敷、字三角田、字井津尻、字大 岩、字屋敷田、字安久、字澤、字村西側 ノ下、字村内東側下、字多郎平屋敷、字 村内東側、字村西側中、字青木、字村内 東側ノ中、字下六反田、字西波、字上大 唐田、字村西側上、字村内東側上、字寺 ノ前、字寺ノ上、字東西波、字上六反田、 字孤平、字中筋、字平木、字興五郎田、

別表 (第3条関係)

区域 区分

> 唐田、字西三角田、字千学、字上千学、 字走出、字政所屋敷、字三角田、字井津 尻、字大岩、字屋敷田、字安久、字澤、 字村西側ノ下、字村内東側下、字多郎平 屋敷、字村内東側、字村西側中、字青木、 字村内東側ノ中、字下六反田、字西波、 字上大唐田、字村西側上、字村内東側上、 字寺ノ前、字寺ノ上、字東西波、字上六

反田、字孤平、字中筋、字平木、字興五

字頭無シ、字大道ノ西、字越水、字横道 ノ下、字東中筋、字鳴戸瀬、字柿谷口、 字八反田、字石垣及び字原田屋敷の各全 部並びに字祖父分、字西方寺谷口、字樋 ノ詰、字山崎、字百尋、字大立、字一本 松、字持正院、字横道上ミ及び字大谷の 各一部 (次の図に示す部分に限る。)

準保護地|鳥取市鹿野町寺内字四反田、字寺内縄手、 字上明神、字流田、字南田、字八反田、 字畑中、字早焼田、字京南、字東千学、 字西千学及び字塩入並びに同市鹿野町今 市字下河原下通、字中嶋、字家ノ下河原、 字家ノ背戸、字家ノ上ミ、字外河原、字 家形屋敷、字墓ノ後口、字桜馬場ノ下、 字桜馬場ノ北、字桜馬場ノ上、字桜馬場 ノ南、字小林南門前、字小林北門前、字 馬ノ池尻及び字馬ノ池口の各全部並びに 同市鹿野町寺内字宮川原並びに同市鹿野 町今市字人売口道ヨリ西、字祖父分及び 字横道上ミの各一部 (次の図に示す部分 に限る。)

「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取 県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課に備 え置いて縦覧に供する。

郎田、字頭無シ、字大道ノ西、字越水、 字横道ノ下、字東中筋、字鳴戸瀬、字柿 谷口、字八反田、字石垣及び字原田屋敷 の各全部並びに字祖父分、字西方寺谷口、 字樋ノ詰、字山崎、字百尋、字大立、字 一本松、字持正院、字横道上ミ及び字大 谷の各一部 (次の図に示す部分に限る。)

域

準保護地 気高郡鹿野町大字寺内字四反田、字寺内 縄手、字上明神、字流田、字南田、字八 反田、字畑中、字早焼田、字京南、字東 千学、字西千学及び字塩入並びに同町大 字今市字下河原下通、字中嶋、字家ノ下 河原、字家ノ背戸、字家ノ上ミ、字外河 原、字家形屋敷、字墓ノ後口、字桜馬場 ノ下、字桜馬場ノ北、字桜馬場ノ上、字 桜馬場ノ南、字小林南門前、字小林北門 前、字馬ノ池尻及び字馬ノ池口の各全部 並びに同町大字寺内字宮川原、並びに同 町大字今市字人売口道ヨリ西、字祖父分 及び字横道上ミの各一部 (次の図に示す 部分に限る。)

備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取 県生活環境部景観自然課に備え置いて縦覧に供す る。

鳥取県告示第229号

建築計画概要書等の閲覧に関する規程 (平成17年鳥取県告示第481号) の一部を次のように改正し、平成18年 4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改 正 前
(閲覧所)	(閲覧所)
第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概	第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概
要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めると	要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めると
おりとする。	おりとする。
概要書の区分 閲覧所	概要書の区分 閲覧所
岩美郡及び八 鳥取市立川町六丁目176	岩美郡及び八 鳥取市立川町六丁目176

	i i	1.1	1
頭郡の区域内	鳥取県東部総合事務所生活環境局	頭郡の区域内	鳥取県鳥取地方県土整備局建築住
における建築	建築住宅課	における建築	宅課
物等に係るも		物等に係るも	
0		の	
倉吉市及び東	倉吉市東巌城町 2	倉吉市及び東	倉吉市東巌城町 2
伯郡の区域内	鳥取県中部総合事務所生活環境局	伯郡の区域内	鳥取県中部総合事務所 <u>県土整備局</u>
における建築	建築住宅課	における建築	建築住宅課
物等に係るも		物等に係るも	
0		の	
境港市、西伯	米子市糀町一丁目160	境港市、西伯	米子市糀町一丁目160
郡及び日野郡	鳥取県西部総合事務所 <u>生活環境局</u>	郡及び日野郡	鳥取県西部総合事務所 <u>県土整備局</u>
の区域内にお	建築住宅課	の区域内にお	建築住宅課
ける建築物等		ける建築物等	
に係るもの		に係るもの	

鳥取県告示第230号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則 (昭和37年鳥取県規則第2号。以下「規則」という。) 第2条の規定に基 づき、農業近代化資金の利子補給率を次のとおり定め、平成18年4月1日から施行する。

平成8年鳥取県告示第247号 (農業近代化資金の利子補給率について。以下「旧告示」という。) は、平成18年 3月31日限り廃止する。ただし、同日以前に規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知 事の承認の行われている農業近代化資金については、旧告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

	利子補給率		
	農業近代化資金融通法	法第2条第2項第1号に	法第2条第2項第2号か
	(昭和36年法律第202号。	掲げる融資機関が同条第	ら第5号までに掲げる融
	以下「法」という。) 第2	1項第2号から第4号ま	資機関が同条第1項第2
農業近代化資金の種類	条第2項第1号、第2号、	でに掲げる者に貸し付け	号から第4号までに掲げ
	第4号及び第5号に掲げ	る場合	る者に貸し付ける場合
	る融資機関が同条第1項		
	第1号に掲げる者に貸し		
	付ける場合		
(1) 規則別表第1号に	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
掲げる資金			
(2) 規則別表第2号に	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
掲げる資金			
(3) 規則別表第3号に	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
掲げる資金			
(4) 規則別表第4号に	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
	I	I	·

1		ı	
掲げる資金			
(5) 規則別表第5号に	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
掲げる資金			
(6) 規則別表第6号に		年1.25パーセント	年0.4パーセント
掲げる資金			
(7) 規則別表第7号に	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
掲げる資金			

鳥取県告示第231号

野菜生産出荷安定法 (昭和41年法律第103号) 第8条第1項の規定に基づき定めた生産出荷近代化計画を次の とおり変更したので、同法第9条第1項の規定により告示する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

変更に係る生産出荷近代化計画の野菜指定産地及び指定野菜の種別

野菜指定産地	指定野菜の種別
鳥取いなば	秋冬ねぎ
広留野	夏だいこん
鳥取中部	夏秋キャベツ及び冬キャベツ
鳥取県中部	秋冬ねぎ
鳥取西部	春ねぎ、夏ねぎ及び秋冬ねぎ
鳥取県西部	冬にんじん
米子	たまねぎ

(「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県農林水産部生産振興課に備え置いて縦覧に供する。)